

別表(第3条関係)

区分	補助対象者	補助対象経費	額および限度額	期間、回数等
就業 訓練 協力 金	精神障害者（精神障害者共同作業所運営費補助金、精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金または精神障害者通所授産施設運営費補助金の交付を受けた事業所等を利用する者または精神保健職業リハビリテーション事業の対象者は除く。）に対して、社会復帰の促進および社会経済活動への参加を図るため、就労体験、職場実習、作業訓練等の場を提供する市長が適当と認めた事業所等とする。	精神障害者が、自立して就業（福祉的就労を含む。以下同じ。）でできるようにするために必要な就業指導費	1か月につき、15日以上就業した場合は1人当たり24,000円とし、7日以上15日未満就業した場合は12,000円とし、7日未満の場合は交付対象としない。	交付対象期間は、当該精神障害者が就業した月から6か月以内とする。ただし、県事業で当該就業指導費に係る補助を受けていた期間については、交付対象としない。
就業 支度 金	一般企業等の事業所において雇用され、6か月以上就業することが確実であると市長が認めた市内に居住する精神障害者	精神障害者が、就業するために必要な消耗品、交通費その他市長が必要と認める経費	1人当たり35,000円を限度とする。	交付回数は、1人当たり1回限りとする。
住居 費補 助金	就業をするために家賃を必要とする借家（グループホームおよび福祉ホームを含む。）に入居し、その家賃をすでに支払った市内に居住する精神障害者	就業をするために入居した借家に支払う家賃	家賃の額の2分の1以内とし、月額10,000円を限度とする。	交付対象期間は1人につき当該借家の入居してから12か月以内に限る。ただし、県事業で当該家賃の補助を受けていた期間については、交付対象としない。